

## 規 則

埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第二十八号

埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則

(埼玉県教育局等文書管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県教育局等文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二種文書等(保存期間が十年の文書等)の項中十二を十三とし、十一の次に次のように加える。

12 埼玉県財務規則第235条の規定により10年間保存するものとして会計管理者が定めるもの

(埼玉県立学校文書管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立学校文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二種文書等(保存期間が十年の文書等)の項中九を十とし、八の次に次のように加える。

9 埼玉県財務規則第235条の規定により10年間保存するものとして会計管理者が定めるもの

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。